

道志会居宅介護支援事業所運営規程(ケアプラン)

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人道志会が開設する居宅介護支援事業所、道志会居宅介護支援事業所(以下「事業所という。')が行う指定居宅介護支援の(「以下「事業」という。')の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者(以下「介護支援専門員等」という。')が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1. 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
2. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基き適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるような中立公正な立場でサービスを調整する。
3. 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一. 名 称 道志会居宅介護支援事業所
 - 二. 所在地 神奈川県綾瀬市早川城山2-11-3(道志会老人ホーム1階)

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1. 管理者 1名(介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
 - 2. 介護支援専門員 6名(常勤職員6名)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。又利用者45名未満に対し、概ね1名標準とする。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 1. この事業は、毎月月曜日から金曜日迄とし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始を特別休暇とする。
2. 営業時間は、午前9時00分から18時00分迄とする。但し、緊急の場合は各担当の介護支援専門員が24時間対応する。
3. 電話等により、居宅介護支援事業所の営業時間中は、管理者が介護支援専門員として事業所に不在になる場合も、同一敷地内の特別養護老人ホーム道志会従業員等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

- 第6条 1. 指定居宅介護支援の提供方法および内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。
- 一. 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基き居宅サービス計画を作成する。
- 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
- 二. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況(以下「モニタリング」)を把握するとともに、少なくとも月1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、月1回モニタリングの結果を記録する。
- 利用者の同意、サービス担当者会議で、主治医や担当者等の合意が得られた場合、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングも可能とする。その場合は少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問する。
- 三. 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 四. 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。また、居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが可能であり、居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。
2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。なおホーム車を利用する場合、通常の実施地域を超えてから片道6キロメートルまで無料、6キロメートルを超えてから1キロあたり30円加算する。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第7条 事業所の運営の事業の実施地域については、綾瀬市とする。

(苦情処理)

- 第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置

き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第9条 1. 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
2. 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営について重要事項)

- 第10条 1. 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、又業務体制を整備する。
- 一. 事業所内研修 年3回
 - 二. 外部研修 年1回以上
 - 三. 感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)を実施する。
 - 四. 利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。
 - 五. 感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
3. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
4. 介護支援専門員その他従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、求めに応じて「道志会」の手続きによりサービス提供記録を閲覧できる。
5. 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員その他の従業者はであった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
6. 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
7. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人道志会理事会において定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成12年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成12年11月1日から施行する。

この運営規程は、平成13年5月1日から施行する。

この運営規程は、平成15年2月1日から施行する。

この運営規程は、平成15年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成16年10月1日から施行する。

この運営規程は、平成18年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成19年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成21年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成24年1月1日から施行する。

この運営規程は、平成26年9月1日から施行する。

この運営規程は、平成30年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成31年1月1日から施行する。

この運営規程は、平成31年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和7年1月15日から施行する。

